

京 都 大 学 大 学 院 医 学 研 究 科 の 組 織 に 関 する 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(専攻長)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 専攻長の任期は、1年とし、<u>再任を妨げない。ただし、引き続き3年を超えることができない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(附属教育研究施設)</p> <p>第7条 } (略)</p> <p>2 }</p> <p>3 附属の教育研究施設の長の任期は、2年とし、<u>再任を妨げない。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(専攻長)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 専攻長の任期は、1年とする。ただし、<u>補欠の専攻長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>3 <u>専攻長については、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。</u></p> <p>4 (同 左)</p> <p>(附属教育研究施設)</p> <p>第7条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 附属の教育研究施設の長の任期は、2年とする。<u>ただし、補欠の附属の教育研究施設の長の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>附属の教育研究施設の長については、再任を妨げない。</u></p> <p>5 (同 左)</p> <p>附 則 (令和4年達示第65号)</p> <p>1 この規程は、令和4年8月1日から施行する。</p> <p>2 この規程の施行後最初に任命する社会健康医学系専攻長の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとし、同日後引き続き3年を超えることができないものとする。</p> <p>3 この規程の施行後最初に任命する人間健康科学系専攻長の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとし、同日後引き続き3年を超えることができないものとする。</p> <p>4 この規程の施行後最初に任命する附属の教育研究施設(動物実験施設、脳機能総合研究センター、がん免疫総合研究センター及び医療DX教育研究センターを除く。)の長の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。</p>